

各介護保険事業者 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の免除認定の更新について（通知）

令和8年2月27日付け事務連絡で厚生労働省から、標記の件について通知があり、被災した被保険者の利用者負担の減免措置の期間について、次のとおり延長することとされました。

既に減免を受けている当該被保険者に対しては、本措置延長について通知いたしますが、各事業者の皆様においても、関連事業所等への周知をお願いします。また、利用者負担額減額・免除認定証が発行されている被保険者だけでなく、当該地域からの避難者から新規申請があった場合も対象となりますので適宜対応をお願いします。

1 対象者が有する証

介護保険利用者負担額減額・免除認定証（東日本大震災被災者用）

2 免除対象者・免除適用期間

対象者	利用者負担免除適用期間
平成27年に指定が解除された 帰還困難区域及び上位所得層（※1）を除く 旧避難指示解除準備区域等	令和8年3月31日まで実施
平成28年以降に避難指示区域等の指定が解除された 帰還困難区域及び上位所得層（※1）を除く 旧避難指示区域等（※2）	令和9年2月28日まで実施（※3）

※1 上位所得層 被保険者個人の合計所得金額が633万円以上の方

※2 旧避難指示区域等

- 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）
- 平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）
- 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）
- 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）
- 令和元年度に指定解除とされた旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）
- 令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾町の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）
- 令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯館村の一部及び富岡町の一部）
- 令和7年度に指定が解除された旧帰還困難区域（飯館村の一部及び葛尾村の一部）

※3 旧避難指示区域等に該当する方には、令和8年7月31日まで有効な認定証を発行します。所得判定の結果、令和8年8月1日以降も引き続き免除の対象となる方には、令和9年2月28日まで有効の減額・免除認定証を改めて発行いたします

介護保険課給付係 担当

電話 044-200-2687

メール 40kaigo@city.kawasaki.jp